

福祉保健部指定管理候補者審査委員会(高齢者福祉等専門委員会)審査報告書 [鳥取県立皆生尚寿苑]

平成26年1月20日

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会として、次のとおり鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（鳥取市伏野2259番地43） 理事長 山本 光範

○指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

2 審査結果

上記団体を指名し、総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

3 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県厚生事業団から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに、各審査基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

氏 名	所 属 等
たけもと きょうご 竹本 匡吾（委員長）	社会福祉法人地域でくらす会副理事長
せお つきえ 瀬尾 津喜恵（副委員長）	社会福祉法人敬仁会介護老人福祉施設ル・ソラリオン名和施設長
ふじた えつこ 藤田 恵津子（委員）	公立大学法人鳥取環境大学環境学部環境学科准教授
こだに まこと 小谷 誠（委員）	小谷昇税理士事務所
まつだ さえこ 松田 佐恵子（委員）	鳥取県福祉保健部長

(2) 開催経緯

- ア 第4回審査委員会：平成25年11月18日（月）
 - ・鳥取県立皆生尚寿苑の概要説明、審査要項等の審議
- イ 第5回審査委員会：平成26年1月20日（月）
 - ・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審 査 基 準	審 査 の 項 目	配 点
1	皆生尚寿苑の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の基本的な考え方の適合性 〔 指定管理者に対する意欲 管理運営の方針 等 〕 	配点なし 必須項目
2	皆生尚寿苑の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・施設管理の基準等 〔 施設設備の維持管理・衛生管理方法 外部委託の考え方 第三者評価の受審に関する考え方 等 〕 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応等 〔 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 適切な緊急時の体制・対応 入所者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法、 入所者等の要望把握 〕 ・個人情報保護等への対応 〔 個人情報の保護への対応 情報の公開への対応 〕 	55

		<ul style="list-style-type: none"> 入所者の処遇の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> 入所者の生活状況等に応じた適切な処遇計画の作成及び処遇の実施 適切な相談体制の確保 心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供 心身の状況等を考慮した入浴の実施 余暇活動の供与 機能訓練等健康保持に向けた取組の実施 入所者の社会復帰及び自立に向けた支援策 健康管理、医療体制の確保 入所希望者への情報提供 等 県立施設としての役割に対する取組姿勢 <ul style="list-style-type: none"> 先導的な取組 等 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な施設運営、管理に係る経費の縮減策 収支計画の見通しの妥当性 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の財政基盤、経営基盤の妥当性 組織及び職員の配置等の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> 管理運営の組織・職員の職種等 日常の職員配置 人材育成 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 I S O ・ T E A S の 認 証 等 当該施設の管理運営状況の実績評価 	25

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患のある高齢者や触法高齢者の受入れなど、施設としての役割(社会の求め)をしっかりと自覚している。
2 (55点)	43.60点	<ul style="list-style-type: none"> 老朽している施設であるが、清潔を保ちながら運営している。 一部破損している備品が見受けられたため、その取扱いについて配慮が必要。 第三者評価を適切に受審し、その結果を次に繋げている。 事故等への対応について、職員研修の中で具体的に取組んでおり、リスク管理という視点から評価できる。 緊急時の対応について、BCPの策定に取り組んでいる点は評価できる。 ボランティアの受入れ、ボランティアへの参加を積極的に進めており、評価できる。 利用者の処遇について、苑としてボランティアの受入れやボランティアとして出かける取組は実施されているが、一人ひとりを社会にどう繋げていくか疑問に思うところがあった。 ボランティアが施設入ることによって活気づく利用者もあれば、拒否感を示される利用者もあるため、これからデリケートな配慮をいただきたい。 現場だけが頑張っているように感じるため、事務や県も様々なサポート体制の強化を支えてもらいたい。 機能訓練が改善に向けて着実に実施されている。 県下の養護老人ホームのモデルとして、色々な先導的な取組を行っている。
3 (20点)	14.40点	<ul style="list-style-type: none"> もう少し人件費を含めて経費節減を検討してもらいたい。
4 (25点)	17.00点	<ul style="list-style-type: none"> 職員の常勤化に向けた努力を期待したい。 人材育成は、適切な視点をもって実施されている。
総合評価 (100点)	75.00点	<ul style="list-style-type: none"> 皆生尚寿苑の指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

4 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 老人福祉法の趣旨を尊重し、公の施設であることを念頭に置くとともに措置施設として措置権者の行政行為を認識し、常に公平な利用となるよう管理運営を行う。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 施設が明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者が健康で安心した生活ができるよう、職員の支援・処遇技術の向上に努める。
- 多様化している利用者への支援計画、予防リハビリ体操やリハビリの個別対応化等の定着化を図り、利用者の転倒に関する意識の向上や自立に向けて支援するとともに、積極的に社会参加の機会を増やす。
- 社会のセーフティーネットとして、生活困窮者、精神疾患を有する高齢者や被虐待者及び独居介護難民等を受け入れながらも、地域包括ケアシステムの趣旨に沿って、地域移行が可能者への移行支援を含め、各利用者に沿ったソーシャルワーク機能の強化、介護・支援を必要とする処遇困難者に対応する。
- 県及び市町村、その他保健、医療又は福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努める。
- ボランティアの積極的な受入れに努め、行事等での地域住民との交流及び施設開放に積極的に取り組む。また、積極的に地域に出かけ、相談・介護予防サービスに取り組む。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- 生活困窮、精神疾患を有する高齢者、独居者、被虐待者及び地域からの苦情等で在宅生活が困難になった者に対し、処遇計画に基づいた社会復帰の促進及び自立のための指導訓練、市町村等との密接な連携をとりながらの支援を行う。
- 様々なニーズへの対応や、自立を支援するためのソーシャルワーク機能を強化し、在宅復帰に繋げる。
- 施設に地域ボランティアを受け入れることで、利用者自身と地域住民との交流を通して、地域社会との繋がりを大切にする。

(3) 施設管理の基準等

- 施設（設備）の日常的あるいは定期的な点検と保守、機器などの正しい運転、十分な清掃、保安に対する注意及び劣化した部分の修繕を行う。
- 毎年福祉サービス第三者評価を受審することにより、福祉サービスの維持向上を図り、積極的な情報公開の推進と、より透明な施設運営を図るとともに利用者への支援・介護サービスの質の向上に取り組む。

(4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応等

- 火災時、特に夜間における火災発生時に的確な対応ができるよう関係機関、地域自治会等の協力体制を確立する。
- 夜間・土日祝祭日の施設の保安全管理業務を行うため、常時1人の警備員を配置し、定期的に施設内外を巡回することにより、施錠の確認、外部からの侵入者の有無、利用者の無断外出の防止その他異常の発見等に努める。
- 事故の再発防止・リスク防止策として、ヒヤリハットの記録及び事例検討を随時行い、集計分析をもとに、定期的にリスクマネジメント委員会を開いて対策に取り組む。
- 無断外出・事故等について、防止委員会の設置やそれぞれにマニュアル、緊急連絡網を作成して対応する。
- 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮するため、外部に第三者委員2名を依頼し、定期的に苦情解決検討委員会を開催し、苦情解決を図る。

(5) 個人情報保護等への対応

- 施設が保有する個人情報については、その重要性を鑑み、法人制定の「個人情報保護規程」に基づき厳重に取り扱う。
- 社会福祉施設としての公共性に鑑み、その有する情報が積極的に公開されるよう、法人制定の「情報公開規程」に基づき、公正な情報公開を行う。

(6) 入所者の処遇に対する考え方

- 新規利用者に対して、事前面接で聞き取った本人・家族の意見・要望等を考慮しながら、意向に沿った暫定処遇計画（入所日の月末まで）を立て、次月から初回処遇計画を作成する。また、処遇計画は每期ごとに更新計画の作成（著しい生活、健康状況の変化時は随時計画の見直し）を行う。
- 外部サービス利用型特定施設の養護老人ホームとして、介護度が高くなった利用者は、介護ニーズにあった施設に繋げるよう努力する。
- 年1回利用者へ施設サービスアンケートを実施して、利用者の意見を聞く。
- 生活相談員を1階事務所と2階ケアセンターに配置し、利用者から身近な場所で聞けるよう配慮する。
- 退所者及び家族の相談支援と、地域移行に向けた相談支援や移行後の継続支援に努める。

- 利用者の生活、身体、疾病の現状について介護、医務と協議し、食事形態（粥・刻み・ミキサー等）や内容（糖尿病食・減塩食・潰瘍食・アレルギー対応食等）を決定する。
- 地産地消に取組み、可能な限り地のものを提供しながら、毎日残滓調査と年に1回は嗜好調査を行い、入所者の嗜好傾向や摂食状況を把握し、日常の献立に反映するよう努める。
- 浴室は日曜日を除く月～土曜日を開放し、週6回の入浴利用ができる状態とし、日曜日は原則入浴中止日（防ダニ・カビ対策）としていくが、各棟のシャワー室利用を可能とする。
- 各クラブ活動、グループワーク活動、遊ビリテーション活動及び畑作業等を積極的に実施し、利用者の精神安定並びに身体的機能の保持に努める。
- 積極的にボランティアを受け入れ、行事・リクリエーション活動を通じ、利用者と地域社会との連携を図る。また、地域の公民館活動や、地域のイベントに積極的に参加し、外出の機会を増やす。
- 生活相談員、看護師、支援員等多職種共同で統一した意識を持ち、個人個人に合わせた機能訓練を実施する。
- 自立支援・介護予防に対するプログラム化によるリハビリ教室の開催及びリハビリ機器を使用した個別リハビリを実施し、機能訓練に努める。
- 入所後も社会活動と関わりながら生活してもらい、今後の在宅生活を見据えた支援を行う。
- 利用者の健康管理として、定期健康診断（年2回）、嘱託医（内科）検診（週2回）、嘱託医（整形外科）検診（月2回）、血圧・体重測定（月1回）等を実施する。

(7) 県立施設としての役割に対する取組方針

- 大規模災害発生時の対応のため、鳥取県の社会福祉施設のモデルとして策定した事業継続計画（BCP）が機能するよう必要に応じて見直し、職員に周知を図る（緊急時にどう動けばよいかの意識付け）とともに定期的に訓練を行い、問題点を把握して改善を図る。
- 現在、在宅の暮らしを目指している長期精神疾患患者の支援として、服薬管理とソーシャルワーク機能を発揮する。
- 保護観察官と連携を取りながら、行き場のない触法高齢者の支援に当たり、社会のセーフティーネットの役割を果たす。
- 被虐待者、被経済的虐待者を受入れ、365日24時間体制で対応を行うとともに、困難課題の解決を措置権者と連携して行う。

(8) 管理に係る経費の効率化

- 物品購入については、法人内複数施設で共同入札・共同購入による経費縮減を実施する。
- 光熱水費・燃料費の使用量、使用状況を定期的に調査し節約に努める。また、TEASを導入し、電気、水道、コピー用紙等について、職員はもとより利用者に対しても節約を呼びかける。

(9) 組織及び職員の配置等

- 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないよう、必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあった適正な人数の職員を配置する。
- 法人の職員研修事業実施要綱に基づき、施設における福祉サービスの向上並びに地域社会のサービス提供拠点として、充実を図るため研修事業を実施する。
- 外部で行われる専門研修等へ積極的に職員を派遣して、資質向上に努める。また、外部研修へ出た職員を講師として所内研修を実施し、他の職員へも伝達して組織全体のスキルアップを図る。
- 資格取得研修（社会福祉士・認定社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士等）の実施、法人の義務面制度の利用等により資格取得推奨に努める。

(10) その他

- 地域の拠点施設として、社会福祉士・介護福祉士の施設実習指導者を配置し、実習生を受け入れる。また、看護学生や鳥取大学医学部学生の実習を受け入れ、地域活動の推進役を果たす。